

豊中市上下水道局建設工事一般競争入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、豊中市上下水道局が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下「建設工事」という。）の請負契約に係る一般競争入札を実施するに当たり、当該入札を適正かつ合理的に行うため必要な事項を定めるものとする。

(対象建設工事)

第2条 一般競争入札の対象は、次に掲げる建設工事とする。

- (1) 本方式の対象は、予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）が3千万円以上の建設工事とする。
- (2) 豊中市上下水道局建設工事請負指名競争入札参加者指名基準（平成20年4月1日制定）に示す指名業者数が、市内業者だけでは確保できない案件。
- (3) 前号に掲げる対象建設工事であっても、次のいずれかに該当する場合は、本方式によらないことができる。
 - ア 緊急に施工する必要がある場合
 - イ 特殊又は専門的な建設工事で対象業者が少数であると認められる場合
 - ウ その他の理由により本方式に適しないと認められる場合

(公 告)

第3条 一般競争入札に付す場合は、豊中市上下水道局会計規程（平成13年豊中市企業管理規程第2号）第49条において準用する豊中市財務規則（昭和46年豊中市規則第13号）第91条に基づき公告するものとする。

(入札参加資格)

第4条 入札参加資格は、建設工事の内容等に応じて、次に掲げる項目のうちから制限を設けるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 豊中市建設工事入札参加資格の認定及び同認定の希望順位に係ること。
- (3) 本市から入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 本市から入札参加除外の措置を受けていないこと。
- (5) 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（最新のもの）の総合評定を受けていること。
- (6) 本店、受任店又は営業所等の所在地
- (7) 建設業法に基づく建設業の許可を有していること。
- (8) 同種又は類似の施工実績があること。
- (9) 配置する現場代理人に関すること。
- (10) 配置する技術者に関すること。
- (11) 本市発注工事（上下水道局及び市立豊中病院を含む。）の手持ち状況
- (12) 経営状況
- (13) 前各号に掲げるほか豊中市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と認める事項

(入札参加者の提出書類)

第5条 入札に参加する者は、次に掲げる書類を第3条の規定により公告した公告文（以下「公告文」という。）に定める期間内に提出しなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書／入札書
- (2) 一般競争入札参加申込書

- (3) 入札金額に対応した工事費内訳書
- (4) 前各号に掲げるほか管理者が特に必要と認めるもの
(落札候補者の決定及び提出書類)

第6条 開札の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

2 前項の規定による落札候補者は、公告文に定める期日までに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 一般競争入札参加資格確認審査申込書
- (2) 工事請負契約書の写し、工事施工証明（発注者が作成したものに限る。）又は工事実績情報サービス（CORINS）工事カルテ
- (3) 経営規模等評価結果通知書（最新のもの）
- (4) 配置技術者の確認資料
- (5) 詳細な工事費内訳書
- (6) 前各号に掲げるほか管理者が特に必要と認めるもの

（入札参加資格の審査及び落札者の決定）

第7条 前条第2項各号に掲げる書類の提出があったときは、当該落札候補者に対し、入札参加資格確認審査を行い、入札参加資格があると認めるときは、当該落札候補者を落札者とする。ただし、当該落札候補者に入札参加資格がないと認めるときは、次順位以降の落札候補者について、順次入札参加資格確認審査を行い、落札者を決定する。

附 則

この要領は、平成18年10月10日から実施する。

附 則

この要領は、平成19年4月23日から実施する。

附 則

この要領は、平成19年7月5日から実施する。

附 則

この要領は、平成19年8月20日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成30年6月26日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年1月19日から実施する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から実施する。